

○国土交通省告示第四百七十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

名称 芥川特定都市河川流域

区域 京都府京都市、大阪府高槻市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 芥川特定都市河川

田 能 川	東 山 川	西 山 川	真 如 寺 川	女 瀬 川	芥 川	名 称	
						上 流 端	区 間 下 流 端
右岸 左岸 大阪府高槻市大字田能小字永田千八百八十七番地先	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七地先	大阪府高槻市塚脇二丁目千百三十五番三地先	右岸 左岸 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三地先	右岸 左岸 大阪府高槻市大字奈佐原百六十五番一地先	右岸 左岸 京都府京都市西京区大原野石作町一七五五番一地先 大阪府高槻市大字中畑小字小屋ヶ谷十五番地先		
芥川への合流点	西山川への合流点	芥川への合流点	芥川への合流点	芥川への合流点	淀川への合流点		

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。